

The background of the entire page is a close-up photograph of water ripples, showing a complex pattern of light and dark blue-green waves.

本山町
第2次地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成28年3月

本 山 町

目 次

I 計画の概要	1
I-1 実行計画策定の背景	1
II 第2次実行計画の概要	6
II-1 第2次実行計画の基本的事項	6
III 温室効果ガス排出状況	8
III-1 温室効果ガス排出量算定の概要	8
III-2 温室効果ガス排出状況	9
III-3 間接的項目に関わる活動量	18
IV 温室効果ガス排出削減目標	19
IV-1 温室効果ガス排出削減目標設定の概要	19
IV-2 温室効果ガス排出削減目標	20
V 温室効果ガス排出量削減への取組施策	21
V-1 基本方針	21
V-2 ソフト的取組施策（職員）	22
V-3 ソフト的取組施策（施設管理者）	26
V-4 ハード的取組施策	29
V-5 その他の取組	31
VI 実行計画の推進	33
VI-1 推進体制	33
VI-2 実行計画の運用	34

Ⅰ 計画の概要

Ⅰ-1 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題

(1) 地球温暖化の現状

2013年より順次公表されたIPCC第5次評価報告書（国連下部組織である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が発行する地球温暖化に関する調査研究報告書）では、第4次評価報告書をふまえ、その後の研究により人間活動による大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度上昇が地球温暖化の要因である可能性がより高まるなど、新たな知見が盛り込まれた。

■ IPCC第5次評価報告書（第1作業部会報告書）における主なポイント

- 気候システムの温暖化には疑う余地はない。気温、海水温、海面水位、雪氷減少などの観測事実が強化され温暖化していることが再確認された。
- 人間の影響が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い(95%以上)。
- 今世紀末までの世界平均気温の変化はRCPシナリオによれば0.3～4.8℃の範囲に、海面水位の上昇は0.26～0.82mの範囲に入る可能性が高い。
- 気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要である。
- 二酸化炭素(CO₂)の累積総排出量とそれに対する世界平均地上気温の応答は、ほぼ比例関係にある。

また、1880年から2012年までの世界平均地上気温を10年平均の推移で見た場合、最近30年はこれまでで気温が最も高くかつ年を追うごと気温が上昇していることから、温暖化がより進行していることが懸念されている。

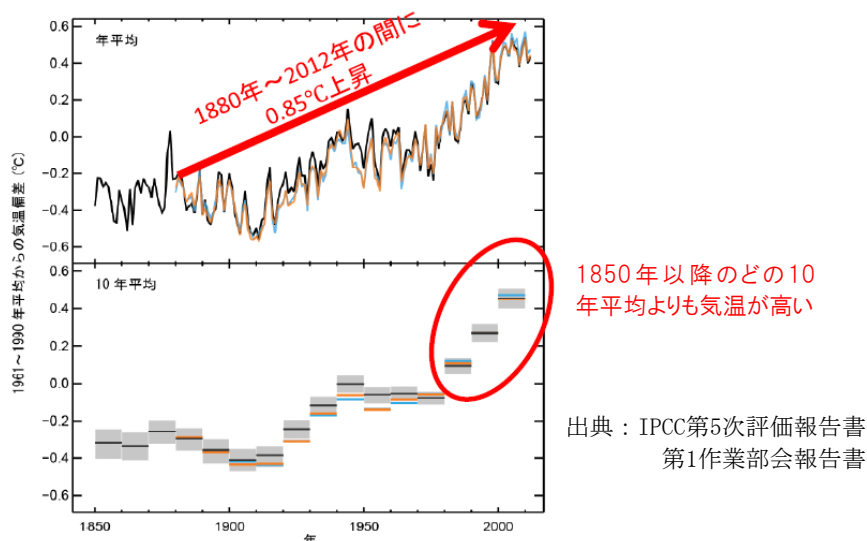
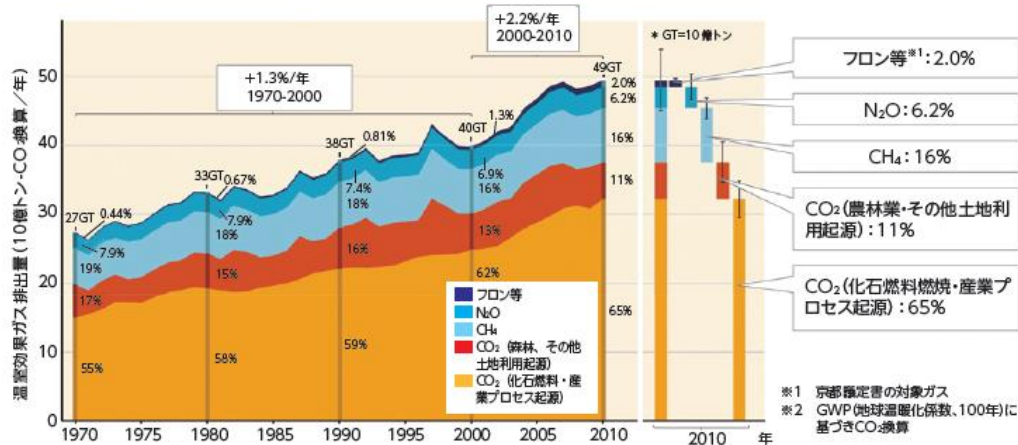


図 1 世界平均地上気温(陸域+海上)の偏差(1850年～2020年)

こうした地球温暖化の進行は、世界の人為起源の温室効果ガス排出量が1970年以降一貫して増加していることや、産業革命以降の人為起源による二酸化炭素（CO₂）累積排出量のうち約半分は過去40年間に排出されたことなどに起因すると推測され、また二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの増加は、中国、インドなど新興国の経済成長による台頭や、2015年時点で73億人を超えた世界人口の影響と考えられている。



出典：IPCC第5次評価報告書 第3作業部会報告書

(2) 我々の暮らしへの影響及び対策（適応策）の強化

地球温暖化の進行は、気温や海水表層温度の上昇、海面上昇などの直接的な影響の他、国内でもゲリラ豪雨や梅雨前線の長期停滞による洪水や土砂災害の発生、天候不順による農作物の不作、生態系の維持、デング熱など熱帯性感染症や熱中症患者の増加などの間接的な影響が顕在化したことで、我々はむしろ後者の影響を直接的に被ることとなる。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

こうした状況のなか、我々は、これまで省エネルギー化や温室効果ガスの削減に資する取組（緩和策）を主体としてきたが、災害、食料、生態系、医療など、我々が直接的に被る地球温暖化の諸問題への対策（適応策）を、改めて強化することが求められている。



出典：「温暖化から日本を守る 適応への挑戦2012」（環境省）
 図 2 地球温暖化への「緩和策」と「適応策」

2 地球温暖化対策を取り巻く国際的な動向と日本の取組

平成27年12月にフランスで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、気候変動枠組条約に加盟する196ヵ国・地域すべてが協調して温室効果ガスの削減に取り組む国際的な枠組として、「パリ協定」が採択された。「パリ協定」は法的拘束力を持つ枠組であり、産業革命前からの気温上昇を2.0℃未満に抑制、1.5℃未満に収めることを努力目標として盛り込まれたほか、自然災害対策、食糧問題、生態系の保全、健康被害など、気候変動や温暖化に伴う悪影響への適応能力を高め、被害や損失を最小限に抑えることの重要性を認識し、対策や支援を強化することが求められた。

一方日本は、COP21に先立ち、2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比26.0%（2005年度比25.4%）削減レベルとする約束草案（2030年度温室効果ガス排出削減目標）を平成27年7月に国連気候変動枠組条約事務局に提出しており、今後は2030年度目標の達成に向けて取組を行うこととなり、行政を含む業務その他部門では約40%の削減が課せられることとなる。

表 1 国内外における近年の地球温暖化対策の動向

	国 外	国 内
2013（平成25）年	・ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書 第1作業部会報告書の公表 ・ COP19において、各国は自主的に決定した削減目標案を2015年のCOP21まで（準備ができる国は2015年3月末まで）に提出することを決定	・ 日本経済団体連合会が「低炭素社会実行計画」を策定 ・ 「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定 ・ COP19において「2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%」とすることを表明
2014（平成26）年	・ IPCC第5次評価報告書 第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）の公表 ・ IPCC第5次評価報告書 第3作業部会報告書（気候変動の緩和）の公表 ・ ニューヨーク国連本部で国連気候サミット開催 ・ IPCC第5次評価報告書 統合報告書の公表	・ 新たな「エネルギー基本計画」を閣議決定 ・ 経団連が、2030年に向けて自主的取組を継続することを宣言

	国 外	国 内
	・COP20において、2020年以降の枠組について、COP21までに提出することが求められている約束草案の内容を現在のものより進んだものとする こと、適応計画の取組を提出することなどを盛り込んだ「気候変動のためのリマ声明」を採択	
2015（平成27）年	・COP21において、途上国を含むすべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組となる「パリ協定」を採択	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に伴い、三ふっ化窒素（NF3）を新たな削減対象の温室効果ガスとして追加 ・2030年度温室効果ガス排出削減目標として、地球温暖化対策推進本部において日本の約束草案（温室効果ガスを2030年度に2013年度比▲26%の水準とする）を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出 ・「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定

3 本山町における地球温暖化対策への取組

(1) 本山町の取組

本山町は、行政の事務・事業における計画として、平成22年度に「本山町地球温暖化対策実行計画」（以下「第1次実行計画」という。）を策定し、町内公共施設の温室効果ガス排出量削減及び省エネルギー化を計画的に進めてきた。

平成27年度に第1次実行計画の最終年度を迎えたことから、第1次実行計画の取組を継続的に実施するとともに、一層の温室効果ガス排出量削減及び省エネルギー化を図るため、「本山町第2次地球温暖化対策実行計画」（以下「第2次実行計画」という。）を策定し、より実効性の高い施策の実施による温室効果ガスの削減を図るものとする。

(2) 第1次実行計画の概要

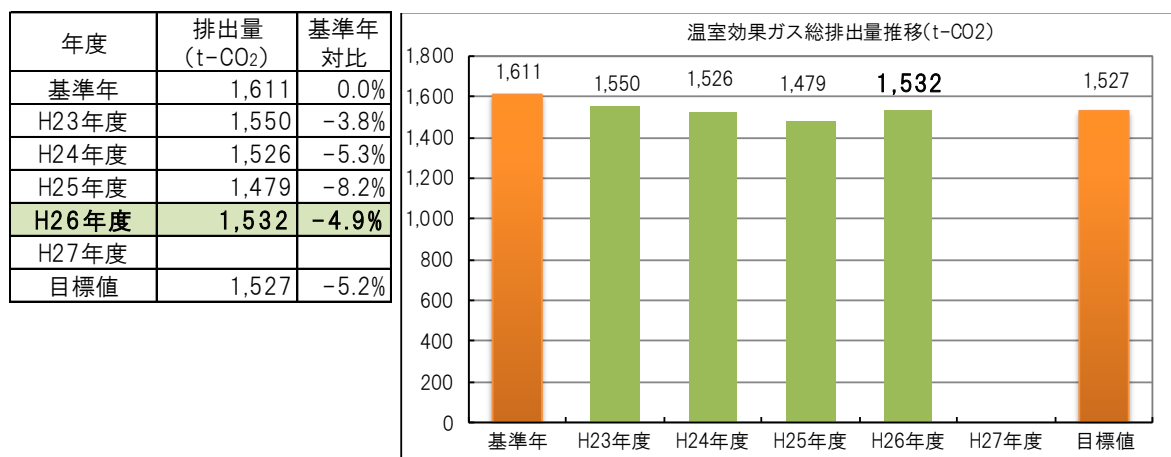
策定期間	平成22年度
計画期間	平成23年度～平成27年度(5年間)
基準年	平成21年度
対象範囲	本町が管理する全事務・事業(指定管理施設含む)
対象ガス	CO ₂ (二酸化炭素)
削減目標	基準排出量(1,611 t-CO ₂)*に対して5.2%削減
目標達成状況(平成26年度時点)	平成26年度温室効果ガス排出量 1,532 t-CO ₂ (基準年比4.9%削減)

※ 基準排出量(1,611 t-CO₂)は、活動量推移の調査に基づくデータ修正の結果、精査した排出量とする。(計画策定当初:1,274 t-CO₂)

(3) 第1次実行計画の温室効果ガス排出状況

第1次実行計画における平成26年度の温室効果ガス排出量は1,532 t-CO₂に留まり、基準排出量に対して4.9%削減したことで、目標値(5.2%削減)まで残り0.3ポイントとなった。

表 2 温室効果ガス排出量推移及び対基準年増減率



また、排出源別の温室効果ガス排出量推移では、平成26年度は基準年に対して、ガソリンを除く全ての排出源において減少する結果となった。

排出量減少の要因としては、本山町育苗センターで使用していたボイラ用の燃料を木質ペレットに切り替えたことによるA重油使用量の減少である。

表 3 排出源別温室効果ガス排出量推移

(単位:t-CO₂)

項目		平成21年度 (基準年)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		排出量	排出量	基準年 対比	排出量	基準年 対比	排出量	基準年 対比	排出量	前年度 対比	基準年 対比
燃 料	ガソリン	55	64	16.4%	63	13.2%	51	-6.9%	67	30.0%	21.0%
	軽油	25	14	-45.2%	21	-16.5%	18	-31.1%	18	3.1%	-29.0%
	灯油	282	294	4.4%	258	-8.5%	306	8.4%	264	-13.6%	-6.4%
	A重油	100	55	-45.6%	55	-45.2%	50	-50.5%	54	8.0%	-46.6%
	LPG	81	56	-30.8%	58	-28.4%	58	-28.6%	78	34.7%	-3.9%
電気		1,067	1,067	0.0%	1,071	0.3%	997	-6.6%	1,051	5.5%	-1.5%
温室効果ガス全体		1,611	1,550	-3.8%	1,526	-5.3%	1,479	-8.2%	1,532	3.6%	-4.9%

Ⅱ 第2次実行計画の概要

Ⅱ-1 第2次実行計画の基本的事項

1 計画の位置付け及び意義・目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第20条の3の規定に基づき、本山町の事務・事業における温室効果ガスの排出削減を目的として策定するものである。また、省エネルギー化への取組は、地球温暖化対策にとっても重要な位置付けとなることから、本計画では、エネルギー使用量の削減及び温室効果ガス排出量削減における取組の合理化を目指すものとする。

第2次実行計画の策定においては、以下に示す意義及び目的を有する。

意義・目的 計画策定の	法令の遵守(温対法)
	町の事務・事業における省エネルギーを主体とした地球温暖化対策の推進
	町民・事業者への普及啓発を目的とした行政の率先行動
	エネルギー消費量削減による経費節減

2 計画の期間

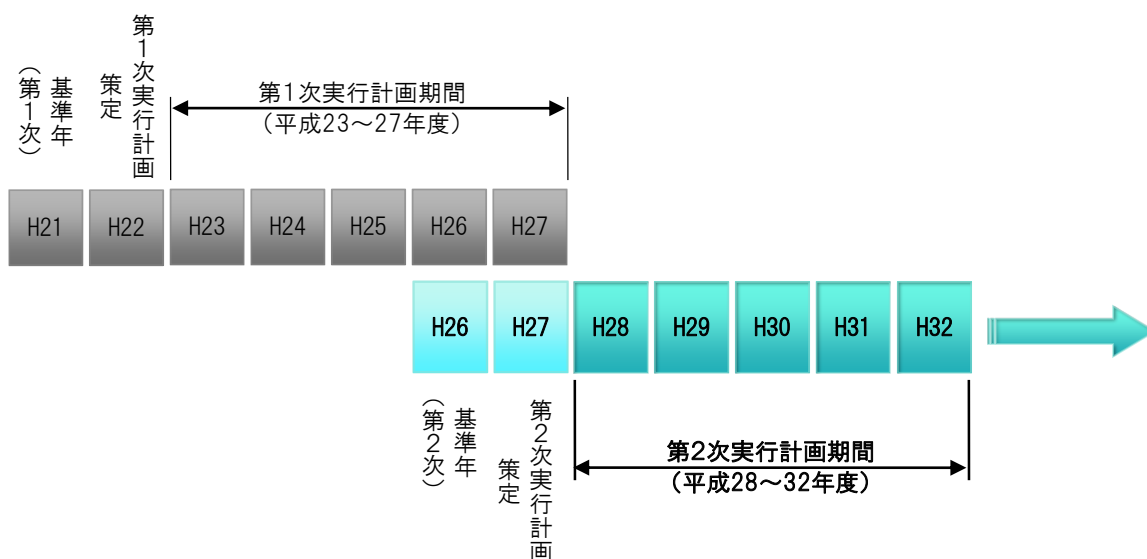


図 3 実行計画期間

基準年：平成26年度

第1次実行計画は、平成27年度に終了を迎えたことから、町の地球温暖化対策の円滑な移行及び継続的な推進を目指すことから、直近年度にあたる平成26年度を第2次実行計画の基準年とする。

実行計画期間：平成28年度～平成32年度(5年間)

第2次実行計画は、第1次実行計画からの円滑な移行を目指し、第1次実行計画終了後の平成28年度を初年度とし、最終年度を平成32年度とする。

3 計画の対象範囲

(1) 対象施設

本山町の全事務・事業

調査対象とする事務・事業は、地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・改訂の手引きに準じて、本山町の直接管理施設及び指定管理施設とする。

(2) 対象ガス

二酸化炭素(CO₂)

「温対法」では、表 4に示す7種類の温室効果ガス(7ガス)が削減の対象となる。ただし、日本が排出する温室効果ガスのうちCO₂(二酸化炭素)が全体の約93%を占め、また地方公共団体の事務・事業においては、CO₂の比率が更に高まることが予測されること等を勘案し、CO₂の調査をもって7ガス調査の代替とする。

表 4 対象とする温室効果ガス及び排出源

区分	主な排出源	日本の温室効果ガス 排出構成※
対象	二酸化炭素(CO ₂) ・化石燃料の燃焼 ・電気の使用	93.1%
対象外	メタン(CH ₄) ・化石燃料の燃焼 ・農業分野(稲作、家畜の消化管内発酵や排泄物処理等) 等	2.6%
	一酸化二窒素(N ₂ O) ・化石燃料の燃焼 ・農業分野(農用地の土壌、家畜の排泄物処理等) 等	1.6%
	ハイドロフルオロカーボン類(HFC) ・エアコン、冷蔵庫などの冷媒ガス ・発泡剤・断熱材	2.3%
	六ふっ化硫黄(SF ₆) ・電気絶縁ガス 等	0.2%
	パーフルオロカーボン類(PFC) ・半導体の製造 等	0.2%
	三ふっ化窒素(NF ₃) ・液晶パネル製造、半導体の製造	0.1%

※温室効果ガスインベントリオフィス

温室効果ガスインベントリとは、温室効果ガスの排出量や吸収量を、排出源・吸収源ごとに示した一覧表のことであり、我が国は京都議定書のもとで自国の温室効果ガスインベントリを作成、公表する義務を負う。温室効果ガスインベントリオフィスは、我が国の温室効果ガスインベントリ作成や国家インベントリ報告書の作成及びこれに伴う国際対応等を担うために開設された(独)国立環境研究所の下部組織である。

Ⅲ 温室効果ガス排出状況

Ⅲ-1 温室効果ガス排出量算定の概要

温室効果ガス排出量の算定式は以下のようになる。

$$\text{【温室効果ガス排出量】} = \text{【活動量】} \times \text{【排出係数】} \times \text{【地球温暖化係数】}$$

■ 活動量

温室効果ガス排出の要因となる電気・燃料使用量等。

活動量項目	調査単位	調査対象
電気使用量	kWh	実行計画の調査対象範囲の施設を対象
ガソリン使用量	ℓ	
軽油使用量	ℓ	
灯油使用量	ℓ	
A重油使用量	ℓ	
LPG使用量	m ³	

■ 排出係数

政令により活動の区分ごとに規定された係数。電気の使用に伴う排出係数については、環境省が公表する平成26年度の電気事業者別CO₂排出係数(平成27年11月30日公表)を用いる。

排出源	炭素排出係数(施行令第3条)		発熱量		排出係数(活動量ベース)(※1)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
燃料の使用に伴う排出						
ガソリン	0.0183	kg-C/MJ	34.6	MJ/ℓ	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
軽油	0.0187	kg-C/MJ	37.7	MJ/ℓ	2.58	kg-CO ₂ /ℓ
灯油	0.0185	kg-C/MJ	36.7	MJ/ℓ	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
A重油	0.0189	kg-C/MJ	39.1	MJ/ℓ	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
液化石油ガス(LPG)	0.0161	kg-C/MJ	50.8	MJ/kg	5.97	kg-CO ₂ /m ³
都市ガス	0.0136	kg-C/MJ	45.0	MJ/Nm ³	2.24	kg-CO ₂ /Nm ³
都市ガス	0.0136	kg-C/MJ	46.0	MJ/Nm ³	2.29	kg-CO ₂ /Nm ³
都市ガス	0.0136	kg-C/MJ	44.8	MJ/Nm ³	2.23	kg-CO ₂ /Nm ³
他人から供給された電気の使用に伴う排出						
四国電力(※2)	0.676	kg-CO ₂ /kWh	—	—	0.676	kg-CO ₂ /kWh

※1: 施行令第3条を基に活動量ベースの係数を算出

※2: 国から公表された供給者毎の排出係数を用いる(平成27年11月30日 環境省報道発表資料)

■ 地球温暖化係数(GWP)

CO₂を基準として、ガス種ごとの地球温暖化への影響度を示す数値。CO₂のGWPを1としてCO₂に対する比率で示した係数。

本計画ではCO₂のみを調査対象とすることから、CO₂を算定する上ではGWP=1とする。

III-2 温室効果ガス排出状況

1 基準排出量（行政事務・事業より排出された基準年の排出量）

基準排出量（平成26年度）： 2,447 t-CO₂※

第2次実行計画の基準年（平成26年度）の温室効果ガス排出量は、2,447 t-CO₂であり、同排出量を第2次実行計画の基準排出量とする。

※ 平成26年度の排出量については、第2次実行計画では、最新年の排出係数を使用して算定していることから、第1次実行計画における平成26年度の総排出量(1,581 t-CO₂)とは異なっている。

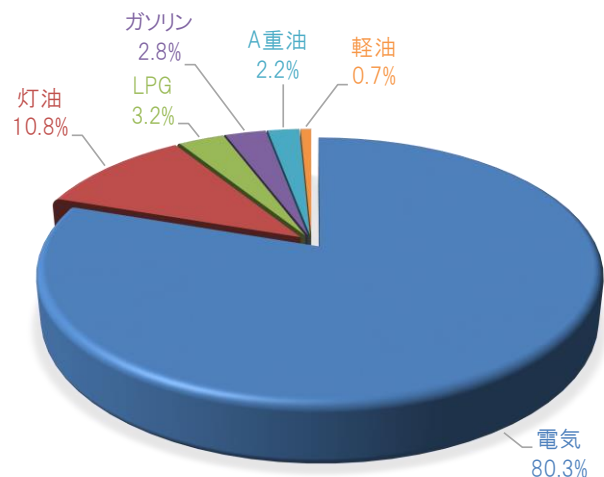
2 基準年の活動量・温室効果ガス排出量及び排出源構成

基準年（平成26年度）の活動量・温室効果ガス排出量及び排出源構成を以下に示す。

- 電気使用に伴う排出が全体の80.3%を占め、以下、灯油(10.8%)、LPG(3.2%)、ガソリン(2.8%)、A重油(2.2%)、軽油(0.7%)と続いている。
- 温室効果ガスの削減には、電気使用量の削減が有効である。

表 5 基準年の活動量・温室効果ガス排出量及び温室効果ガス排出源構成

排出源	活動量	排出量 (t-CO ₂)
燃料	ガソリン	29,865 ℓ 69
	軽油	7,001 ℓ 18
	灯油	106,113 ℓ 264
	A重油	19,800 ℓ 54
	LPG	13,008 m ³ 78
電気	2,905,061 kWh	1,964
温室効果ガス		2,447

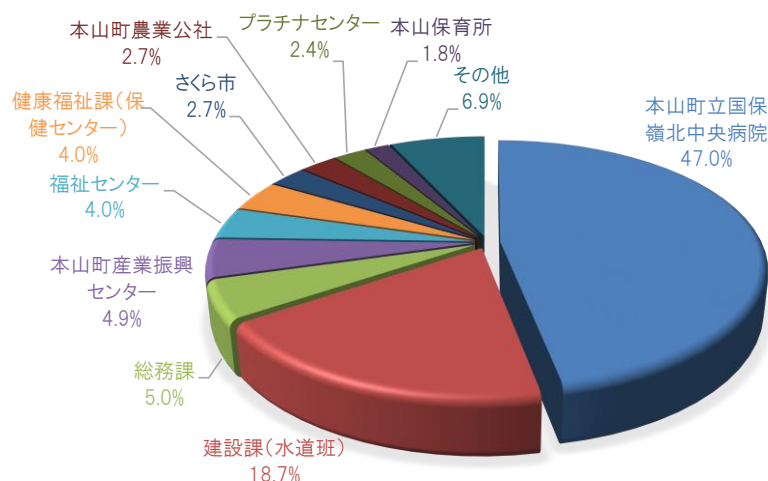


※構成比の合計については、端数処理の関係により100%にならない場合がある。

3 施設別温室効果ガス排出状況

基準年（平成26年度）の施設別の温室効果ガス排出状況を以下に示す。

- 本山町立国保嶺北中央病院が全排出量の47.0%を占め、以下建設課(水道班)(18.7%)と続いている。



※構成比の合計については、端数処理の関係により 100%にならない場合がある。

図 4 課・施設別排出構成(上位10施設)

- 排出量上位10施設での排出源別排出構成では、本山町立国保嶺北中央病院での灯油、福祉センターでのA重油使用に伴う排出が目立っているものの、電気使用に伴う排出が大勢を占めている。

表 6 施設別排出源別排出量(上位10施設内訳)

(単位:kg-CO₂)

	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	電気	総排出量
本山町立国保嶺北中央病院	6,264	0	245,016	0	37,301	860,341	1,148,922
建設課(水道班)	3,545	774	0	0	0	452,051	456,370
総務課	25,507	7,230	1,985	0	6,060	80,668	121,450
本山町産業振興センター	3,091	52	0	0	18,501	99,167	120,811
福祉センター	12	0	0	51,490	0	46,582	98,084
健康福祉課(保健センター)	7,004	2,657	2,821	0	174	85,360	98,015
さくら市	0	0	0	0	0	66,140	66,140
本山町農業公社	12,732	7,350	6,986	2,168	112	36,726	66,075
プラチナセンター	0	0	4,577	0	140	53,805	58,521
本山保育所	0	0	0	0	10,822	32,268	43,090
その他	11,133	0	2,839	0	4,547	150,714	169,232
合計	69,287	18,063	264,223	53,658	77,657	1,963,821	2,446,709

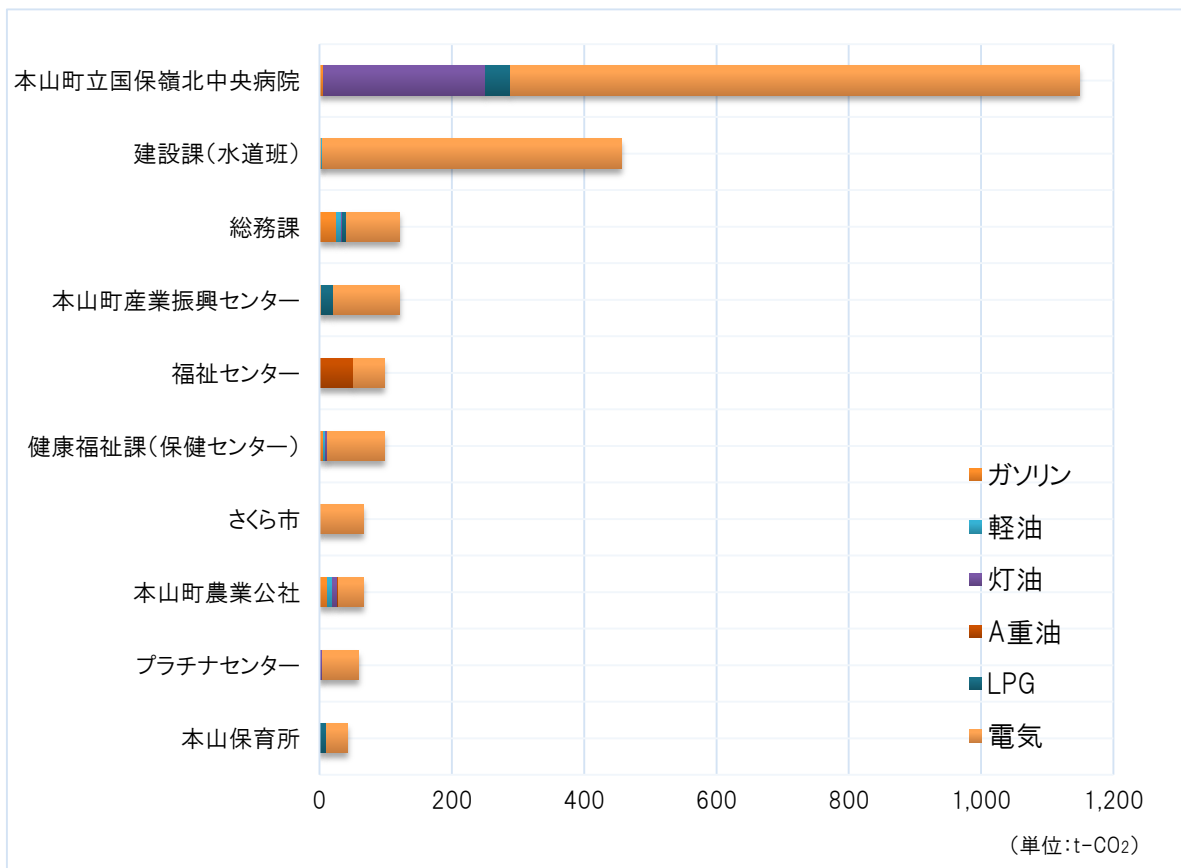


図 5 施設別排出源別構成(上位 10 施設)

4 排出源別温室効果ガス排出状況

温室効果ガスの排出に係る電気・燃料使用に伴う排出に関し、施設別排出源構成を以下に示す。

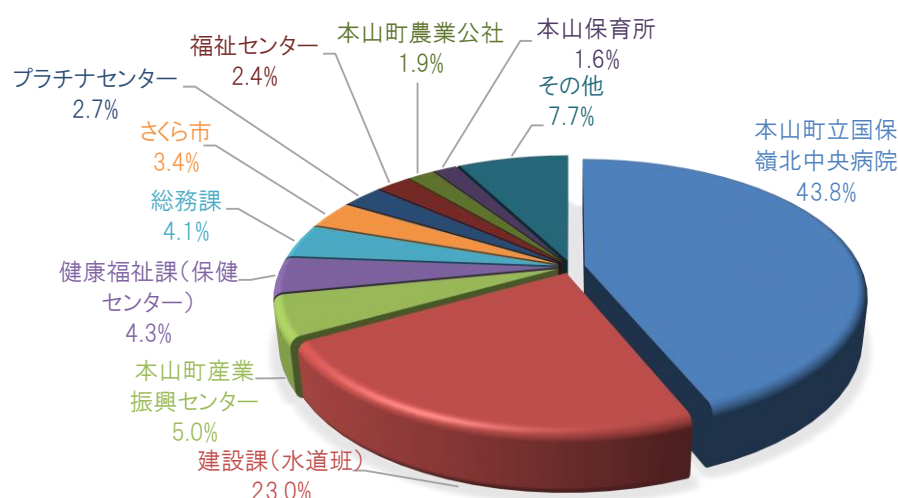
(1) 電気

電気使用に伴う温室効果ガス排出量：1,964 t-CO₂

- 電気使用に伴う排出は全体の80.3%を占めている。(9頁 表 5 参照)
- 電気は一般的に空調(エアコン)・照明・OA機器への使用のほか、モータ等の動力用として使用しており、使用量は動力機器の保有状況や稼働状況及び施設規模等に応じて変動する。
- 施設規模の大きい本山市立国保嶺北中央病院での排出が全体の43.8%を占め、以下、建設課(水道班)(23.0%)等が続いている。

表 7 施設別の電気使用量及び排出量(上位 10 施設)

電気使用に伴う排出量 上位10課・施設	使用量 kWh	排出量 kg-CO ₂
本山市立国保嶺北中央病院	1,272,694	860,341
建設課(水道班)	668,714	452,051
本山市産業振興センター	146,697	99,167
健康福祉課(保健センター)	126,272	85,360
総務課	119,331	80,668
さくら市	97,840	66,140
プラチナセンター	79,593	53,805
福祉センター	68,909	46,582
本山市農業公社	54,328	36,726
本市保育所	47,734	32,268
その他	222,949	150,714
合計	2,905,061	1,963,821



※構成比の合計については、端数処理の関係により 100%にならない場合がある。

図 6 施設別構成(上位10施設)(電気使用に伴う排出量)

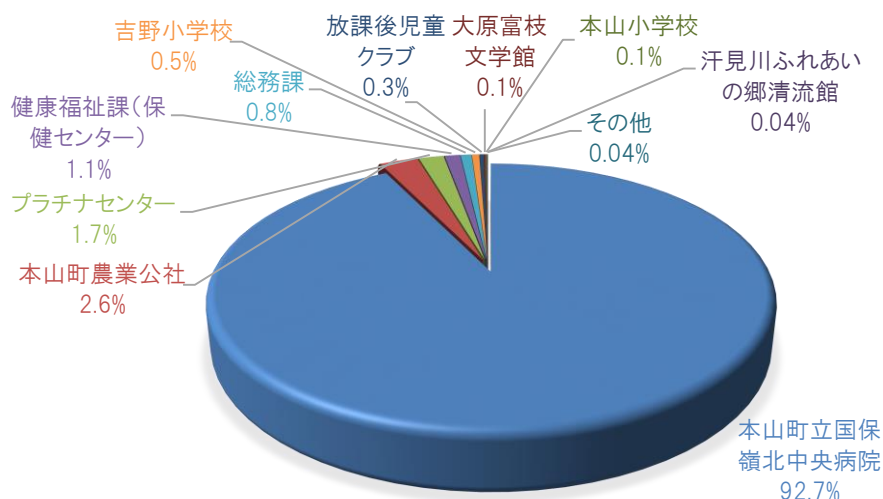
(2) 灯油

灯油使用に伴う温室効果ガス排出量：264 t-CO₂

- 灯油使用に伴う排出は全体の10.8%を占めている。(9頁 表 5 参照)
- 灯油は一般的に、ストーブをはじめとする空調用(吸収式エアコン)燃料として使用するほか、給湯ボイラの燃料、バーナの燃料として使用していることから、使用量の増減は、それらの機器の稼働状況に応じて変動する。
- 灯油を燃料とした吸収式エアコンを保有する本山町立国保嶺北中央病院での排出が全体の92.7%を占めている。

表 8 施設別の灯油使用量及び排出量(上位 10 施設)

灯油使用に伴う排出量 上位10課・施設	使用量 ℓ	排出量 kg-CO ₂
本山町立国保嶺北中央病院	98,400	245,016
本山町農業公社	2,806	6,986
プラチナセンター	1,838	4,577
健康福祉課(保健センター)	1,133	2,821
総務課	797	1,985
吉野小学校	540	1,345
放課後児童クラブ	300	747
大原富枝文学館	126	314
本山小学校	98	244
汗見川ふれあいの郷清流館	38	95
その他	38	95
合計	106,113	264,223



※構成比の合計については、端数処理の関係により 100%にならない場合がある。

図 7 施設別構成(上位10施設)(灯油使用に伴う排出量)

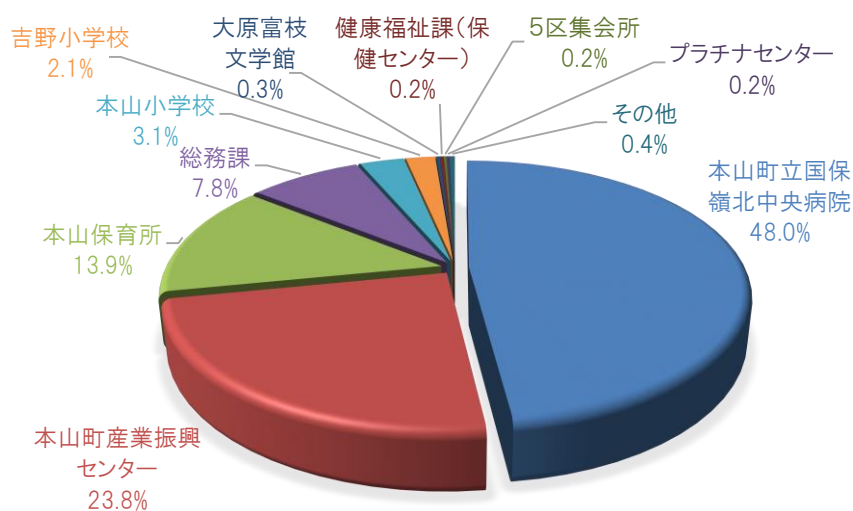
(3) LPG

LPG使用に伴う温室効果ガス排出量 : 78 t-CO₂

- LPG使用に伴う排出は全体の3.2%を占めている。(9頁 表 5 参照)
- LPGは主に給湯ボイラやガス調理用の燃料として使用することから、使用量は給湯需要や給食・食事の調理数に応じて変動する。
- 施設規模の大きい本山町立国保嶺北中央病院での排出が全体の48.0%を占め、以下、本山町産業振興センター(23.8%)、本山保育所(13.9%)等が続いている。

表 9 施設別のLPG 使用量及び排出量(上位 10 施設)

LPG使用に伴う排出量 上位10課・施設	使用量 m ³	排出量 kg-CO ₂
本山町立国保嶺北中央病院	6,248	37,301
本山町産業振興センター	3,099	18,501
本山保育所	1,813	10,822
総務課	1,015	6,060
本山小学校	403	2,406
吉野小学校	267	1,594
大原富枝文学館	36	215
健康福祉課(保健センター)	29	174
5区集会所	26	155
プラチナセンター	23	140
その他	49	290
合計	13,008	77,657



※構成比の合計については、端数処理の関係により 100%にならない場合がある。

図 8 施設別構成(上位10施設)(LPG使用に伴う排出量)

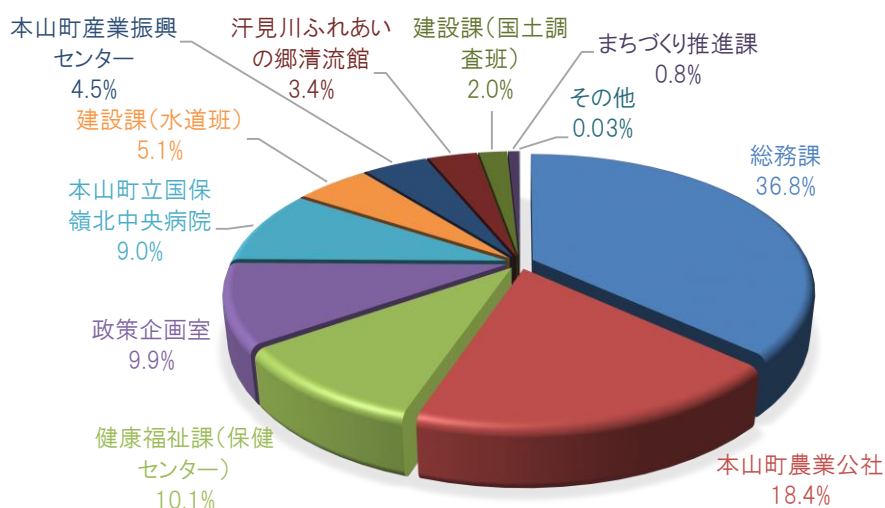
(4) ガソリン

ガソリン使用に伴う温室効果ガス排出量：69 t-CO₂

- ガソリン使用に伴う排出は全体の2.8%を占めている。(9頁 表 5 参照)
- ガソリンは公用車燃料として主に使用することから、使用量は公用車の管理状況・稼働状況に応じて変動する。
- 公用車を一括管理している総務課での排出が全体の36.8を占め、以下、本山町農業公社(18.4%)、健康福祉課(保健センター)(10.1%)等が続いている。

表 10 施設別のガソリン使用量及び排出量

ガソリン使用に伴う排出量 上位10課・施設	使用量 ℓ	排出量 kg-CO ₂
総務課	10,994	25,507
本山町農業公社	5,488	12,732
健康福祉課(保健センター)	3,019	7,004
政策企画室	2,958	6,862
本山町立国保嶺北中央病院	2,700	6,264
建設課(水道班)	1,528	3,545
本山町産業振興センター	1,332	3,091
汗見川ふれあいの郷清流館	1,021	2,369
建設課(国土調査班)	585	1,358
まちづくり推進課	229	532
その他	10	23
合計	29,865	69,287



※構成比の合計については、端数処理の関係により 100%にならない場合がある。

図 9 施設別構成(ガソリン使用に伴う排出量)

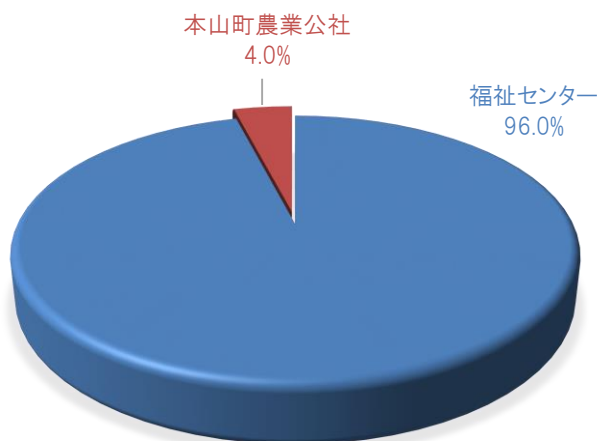
(5) A重油

A重油使用に伴う温室効果ガス排出量：54 t-CO₂

- A重油使用に伴う排出は全体の2.2%を占めている。(9頁 表 5 参照)
- A重油は、暖房・給湯用の熱源となるボイラ用燃料として使用することから、使用量は熱需要に応じて変動する。
- 重油式ボイラを保有する福祉センターでの排出が全体の96.0%を占めている。

表 11 施設別の A 重油使用量及び排出量

A重油使用に伴う排出量 上位10課・施設	使用量 ℓ	排出量 kg-CO ₂
福祉センター	19,000	51,490
本山町農業公社	800	2,168
合計	19,800	53,658



※構成比の合計については、端数処理の関係により 100%にならない場合がある。

図 10 施設別構成(A重油使用に伴う排出量)

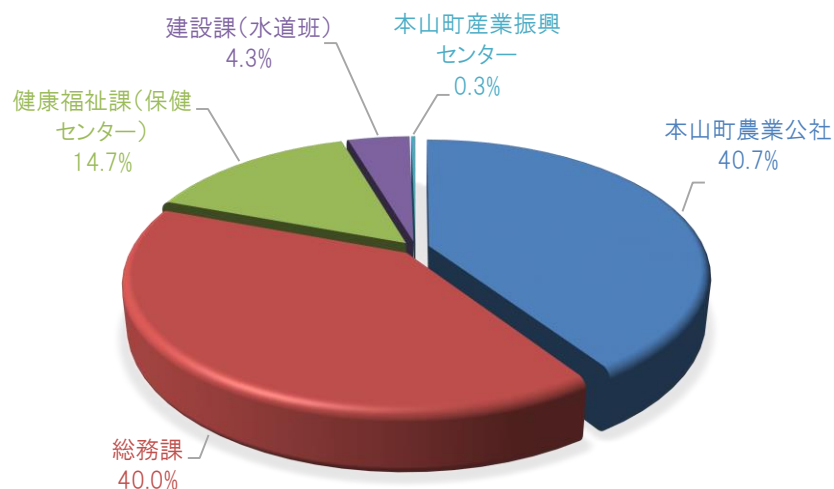
(6) 軽油

軽油使用に伴う温室効果ガス排出量：21 t-CO₂

- 軽油使用に伴う排出は全体の0.7%を占めている。(9頁 表 5 参照)
- 軽油は一般的にトラックや構内作業等に関わる公用車の燃料として使用しており、使用量は公用車の管理状況、稼働状況に応じて変動する。
- 本山町農業公社での排出が全体の40.7%を占め、以下、総務課(40.0%)等が続いている。

表 12 施設別の軽油使用量及び排出量

軽油使用に伴う排出量 上位10課・施設	使用量 ℓ	排出量 kg-CO ₂
本山町農業公社	2,849	7,350
総務課	2,802	7,230
健康福祉課(保健センター)	1,030	2,657
建設課(水道班)	300	774
本山町産業振興センター	20	52
合計	7,001	18,063



※構成比の合計については、端数処理の関係により 100%にならない場合がある。

図 11 施設別構成(軽油使用に伴う排出量)

Ⅲ-3 間接的項目に関わる活動量

行政事務・事業における温室効果ガスの排出として直接的には計上されないが、環境・エネルギー負荷に影響する水道・用紙使用等の間接的項目に関わる活動量を以下に示す。

(1) 水道使用量

水道使用量：44,822 m³

水道使用量	使用量 (m³)
本山町立国保嶺北中央病院	26,165
本山町産業振興センター	3,032
総務課	2,730
福祉センター	2,420
本山小学校	2,360
本山保育所	2,227
本山町農業公社	1,018
第2町民プール	816
健康福祉課(保健センター)	707
吉野中学校(プール分)	700
その他	2,647
合計	44,822

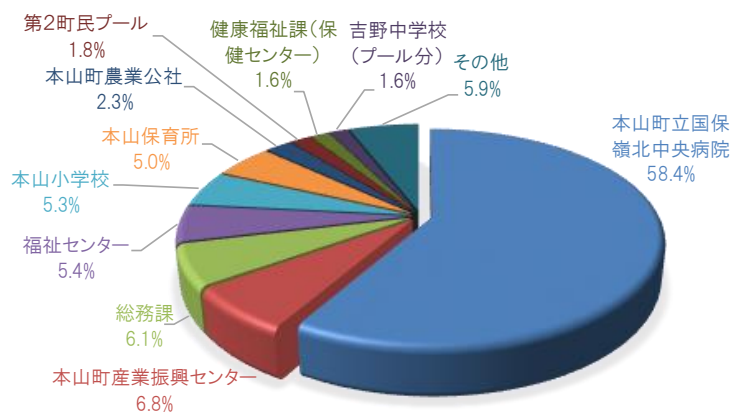
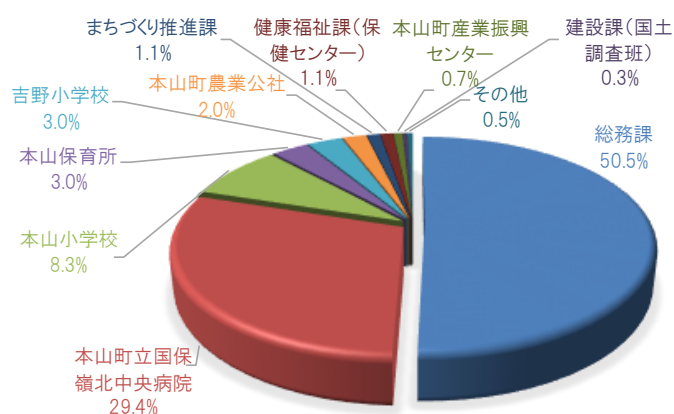


図 12 水道使用量及び施設別排出構成

(2) 用紙使用量 (A4換算枚数)

用紙使用量(A4換算枚数)：2,018 千枚

用紙使用量	A4換算枚数
総務課	1,020,000
本山町立国保嶺北中央病院	594,000
本山小学校	167,500
本山保育所	61,500
吉野小学校	60,125
本山町農業公社	40,000
まちづくり推進課	22,250
健康福祉課(保健センター)	21,500
本山町産業振興センター	15,000
建設課(国土調査班)	6,848
その他	9,764
合計	2,018,487



Ⅳ 温室効果ガス排出削減目標

Ⅳ-1 温室効果ガス排出削減目標設定の概要

1 目標設定に考慮すべき要件

第2次計画の目標設定に関し、考慮すべき要件について以下に整理する。

■ 日本の約束草案(2030年度温室効果ガス排出削減目標)との整合

日本は、2030年度温室効果ガス排出削減目標として2013年度比26.0%削減(エネルギー起源CO₂で2013年度比25.0%削減、内業務その他部門40.0%削減)を掲げており、本山町も地方公共団体として国の施策に寄与すべく、より高度な温室効果ガスの削減を目指すことが望まれる。

■ 高知県の「環境率先行動計画」における温室効果ガス排出削減目標

高知県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)では、計画の目標として平成32年度までの5年間で県庁からの温室効果ガス排出量を平成26年度比で6%の削減を掲げている。

■ 省エネ法の要件

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)では、年間エネルギー使用量が原油換算量1,500kLを超える特定事業者に対して、年平均1.0%を目安とする事業者単位でのエネルギー原単位の継続的な改善が望まれる。

2 温室効果ガス排出削減目標設定

第2次計画の目標設定にあたり、上記の要件に基づいて検討した結果を以下に示す。

■ 日本の約束草案に基づく削減目安:6%※

※業務その他部門の削減目標：将来的な電源構成の推移等から推計

本山町では、日本の約束草案に基づく削減目安6%を本山町の第2次実行計画の削減目標に設定する。ソフト・ハード的取組を最大限実施し、カーボン・マネジメントを強化することで、本山町の行政事務・事業における省エネルギー化及び温室効果ガスの排出を抑制し、日本の約束草案に掲げられた業務その他部門40.0%の削減に寄与するものとする。

IV-2 温室効果ガス排出削減目標

温室効果ガス排出削減目標

基準排出量に対して6%削減(147 t-CO₂削減)

- 基準年 : 平成26年度
- 実行計画期間 : 平成28年度～平成32年度
- 基準排出量 : 2,447 t-CO₂

V 温室効果ガス排出量削減への取組施策

V-1 基本方針

本山町の地球温暖化対策や省エネルギー対策等の環境保全への取組状況をもとに、第2次実行計画の基本方針及び基本方針に基づいた温室効果ガス排出量削減と省エネルギー化へ向けた取組施策を以下のように設定する。

(1) ソフト的取組の徹底

町職員による温室効果ガス排出量削減と省エネルギーの取組に関して一定の効果が認められることから、今後は施設や職場あるいは職員の差異なく取組が実行されるよう、ソフト的取組の徹底を図るものとする。

- 職員一人ひとりが主体となって行う「日常業務に関する取組」、施設管理者による「設備・機器の保守・管理」、「設備・機器の運用改善」に関する取組であり、即効性が期待される取組。

(2) ハード的取組の推進

温室効果ガス排出量を継続的且つ効率的に削減するため、省エネルギー化（省エネ改善・省エネ型機器への更新）や再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、総エネルギー使用量の縮減を図ります。

- 省エネルギー機器への更新など「設備・機器の導入、更新」や「再生可能エネルギーの導入」等を積極的に推進することを主体とした高効果が期待される取組。

(3) その他の取組の推進

温室効果ガス総排出量を抑制するためのその他の取組として、ごみの減量・リサイクル、省資源（用紙や水）等に関する取組を推進します。

- 上記以外の取組で、電気事業者の選択、グリーン購入の促進、間接的に温室効果ガスの排出削減につながるごみの減量・リサイクルや省資源（用紙や水）等に関する取組。

(4) カーボン・マネジメントの強化

「日本の約束草案」に掲げられた日本の2030年度の温室効果ガス排出削減目標のうち、地方公共団体を含む業務その他部門に対し、2013年度比で約40%削減という全部門中最も厳しい削減目標となっている。業務その他部門の目標達成方法として、本町において、温対法第20条の3に準じて策定した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取り組みを大胆に強化・拡充し、企画・実行・評価・改善の一連のプロセス（カーボン・マネジメント）による取り組みの組織的・継続的な実施を目指す必要がある。

- エネルギー起源CO₂削減のための全庁的かつ実効的なカーボン・マネジメント体制の整備を行うものとする。

V-2 ソフト的取組施策（職員）

ソフト的取組施策は、地球温暖化対策及び省エネルギーへの取組の徹底及び継続的な取組を目的として、以下のように設定する。

1 空調、換気に関する取組

☐ 冷房時の室温は28℃を目安とする。
☐ 暖房時の室温は20℃を目安とする。
☐ クールビズ・ウォームビズを励行する。
☐ 空調の使用時は、ブラインド・カーテンを活用して、空調負荷を低減する。
☐ 空調の使用時は、扉や窓の開放を止め、できるだけ開閉を控える。
☐ 空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない。
☐ 断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る。
☐ 就業時間外や会議室の使用前後における空調の使用時間短縮化を図る。
☐ エアコンと扇風機を併用し室内の温度ムラを解消する。
☐ 空調の使用時は、空調機器のフィルター清掃を月1回程度行う。

2 照明に関する取組

☐ 始業時間まで、照明を消灯しておく。（ただし、窓口業務等接客部分のみ点灯）
☐ 昼休みや日中日当たりのよい場所では、照明をこまめに消す。
☐ 退出時に人がいなくなるエリア（会議室、トイレ、給湯室等）の照明はこまめに消す。
☐ 廊下・ホール等共用スペースの点灯は、必要最小限とする。
☐ 施設敷地内の外灯等の点灯は、安全等へ配慮しつつ必要最小限とする。
☐ 夜間の巡視により空調・照明・換気などの消し忘れを防止する。
☐ 照明スイッチに点灯場所を明示する。

3 OＡ機器に関する取組

☐ 低電力モード機能を搭載しているOA機器、電気製品は、低電力モードに設定を行い使用する。
☐ 昼休みは業務に支障のない範囲でOA機器の電源を切る。
☐ 外勤時や作業を中断する時は、コンピュータの電源を切る。
☐ 所属の最終退庁者が、所属のパソコンやプリンターの電源が切れていることを確認する。
☐ デスクトップコンピューターでは、本体だけでなくモニタの電源も切る。
☐ モニタ画面の輝度を下げる。

4 公用車使用に関する取組

☐ 信号待ち、踏み切り等ではアイドリングストップの実施に努める。
☐ 荷物の積み降ろし等で車を降りる際は、短時間でもエンジンを切る。
☐ 不要な積載物を乗せたまま走行しない。
☐ 急発進、急加速を抑制し、一定速度での走行を心掛ける。
☐ 早めのアクセルオフ(前方で停止したり、曲がることが分かったら、早めにアクセルから足を離してエンジンプレーキで減速)を心掛ける。
☐ ふんわりアクセル「eスタート」を心掛ける。
☐ 近い距離の外出には徒歩や自転車を利用する。
☐ 道路状況(工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等)について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける。
☐ 合理的な走行ルートを選択とエコドライブによる走行に努める。
☐ 燃料消費量と走行距離から燃費を計測し、取組の指標とする。
☐ メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する。
☐ カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける。
☐ 給油時等にタイヤの空気圧をチェックする。(月1回程度)

5 給湯に関する取組

☐ ガスコンロ使用時は、やかんなど調理器具の大きさに合わせて火力を調整する
☐ 給湯器や湯沸かし器の温度設定を低めに抑える
☐ 湯沸かし時には必要最小限の量を沸かすようにする
☐ 湯を沸かすときは、水から温めずに瞬間湯沸かし器等のお湯を利用する
☐ 給湯時期・時間はできるだけ縮小する

6 その他の電力使用機器等に関する取組

☐ 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る。
☐ 職員は、庁舎内において移動には可能な限り階段を利用する。
☐ 湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する。
☐ 空調を実施しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自然換気を行う。
☐ 電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとする。
☐ 冷蔵庫の設定温度はできるだけ、夏は「中」、冬は「弱」に設定する。
☐ 春、秋の穏やかな日には、出来る限り自動ドアを開放しておく。
☐ 電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する。

☐ 温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する。
☐ 温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める。

7 省資源（用紙・水）に関する取組

☐ 事務書類（会議用資料、事務手続、報告書、FAX送付状等）を簡素化する。
☐ 事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減する。
☐ 用紙サイズの統一化（A4版化）により用紙使用の合理化を図る。
☐ 用紙の分別回収ボックス等を設け、用紙使用の合理化を図る。
☐ パソコンからプリントするときは、必ずプレビューで確認してから印刷を行う。
☐ ミスコピーを防止するため、コピー機使用後には必ずリセットボタンを押す。
☐ コピー・印刷部数を把握して、必要最小限のコピー・印刷に努める。
☐ 両面印刷や裏面の利用に努める。
☐ 水道使用時には節水に心掛け、水道栓の閉め忘れや流し放しなど無駄な水利用を抑制する。
☐ 施設利用者に節水を呼び掛ける。

8 ごみの廃棄・リサイクルに関する取組

☐ 各庁舎管理者が定める排出方法に従い、分別排出を徹底する。
☐ 分別排出しやすいごみ置き場を設け、資源ごみの100%再利用、再資源化を図る。
☐ 各種会議等では、原則、封筒を配布しない。
☐ 利用済封筒を庁内用封筒等として再利用する。
☐ パンフレット等の作成は、必要性等十分考慮し必要最小限の部数に止める。
☐ 物品等は必要最小限の量を計画的に購入する。
☐ 利用していない筆記用具はストック置き場に戻す。
☐ 詰め替え可能な文具を利用し、長期利用に努める。
☐ シュレッダーの利用は機密文書の廃棄の場合のみとし、屑は再生紙の原料に回す。
☐ トナーカートリッジの回収再利用を促進する。
☐ 備品は、修理等を加えながら長期利用に努める。
☐ 備品等の高効率供用を図るため、不要品の所管替えを促進する。
☐ 使い捨て容器による飲料や弁当等の購入を自粛する。
☐ マイ箸、マイカップの持参により、割り箸、紙コップ等の利用を控える。
☐ 職場に必要以上のごみ箱を設置しない。

【参考 省エネ効果】

取組内容	省エネ効果
空調	
・冷暖房は適切な温度に設定し、過度とならない空調管理を行う (室温冷房 28℃、暖房 20℃を目安とする)	空調温度の設定変更(1℃緩和)により、空調のエネルギー消費が 10%低減
・就業時間外や会議室の使用前後における空調の使用時間短縮化を図る ・暖房機器の使用時間短縮に最大限努力する	空調稼働時間が 1 日 10 時間⇒9 時間に短縮した場合、空調のエネルギー消費が 10%低減
照明	
・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める ・使用していない部屋やエリア、日当たりのよいエリアなどは直ちに消灯する	照明使用時間が 1 日 10 時間 ⇒ 9 時間に短縮した場合、照明のエネルギー消費が 10%低減
パソコン	
・パソコンモニタの輝度を業務に支障の無い範囲で下げる	パソコンモニタの輝度を 40%まで低減すると、PC 全体では約 23%の省エネ
・パソコンの電源管理(低電力モードの活用や外勤時の電源 OFF など)を行う	未使用時の電源 OFF、低電力モードの設定により 7%省エネ(ディスプレイの輝度調整と併せて 30%省エネ)
給湯	
・給湯器や湯沸かし器の設定温度を低めに抑える	給湯温度 40℃ ⇒ 38℃、水温 15℃の場合、給湯熱量は 8%の省エネ
その他	
・温水洗浄便座のフタを閉める	エネルギー消費量が 9.6%の省エネ
・温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する	便座の設定温度を一段階下げた(中⇒弱)場合、エネルギー消費量が約 7%の省エネ
自動車	
・ふんわりアクセル「eスタート」を心掛ける	燃料消費全体の 9.7%削減
・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える	燃料消費全体の 10.5%削減
・急発進、急加速をしないよう努める	燃料消費全体の 3.4%削減
・早めのアクセルオフを心掛ける	燃料消費全体の 2.1%削減

V-3 ソフト的取組施策（施設管理者）

1 日常業務に関する取組

（1）空調に関する取組

☐ 夏の冷房、冬の暖房などによってできる電力需要の増大防止を目的として、デマンド監視装置等を活用する。
☐ デマンド監視装置を設置した場合、デマンド警報発令時の対処方法を事前に決める。
☐ 冷房期間中、すだれなどを利用し空調室外機への日光の直射を防止する。
☐ 室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする。
☐ 閉館時間が定まっている施設では、閉館30分前に空調を止める。
☐ 緑のカーテン、遮蔽シート等で日射遮蔽を行う。

（2）照明に関する取組

☐ 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する。
☐ 野外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯するなど点灯時間の縮減を図る。
☐ トイレ、廊下、階段等について、不用な箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する。
☐ LED照明への更新を行う

（3）その他の取組

☐ 従来型の蛍光灯誘導灯は、高輝度誘導灯等への更新を検討する。
☐ 水漏れの点検を実施する。
☐ ボイラ等は定期的にメンテナンスを実施する。
☐ 職場単位で省エネ、地球温暖化防止への取組テーマを提案・実施する。
☐ 毎月のエネルギー使用量を記入するシートを作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見える化」を行う。
☐ ノー残業デー、ノーマイカーデーを実施する。
☐ 優先的に環境物品（グリーン購入対象品目）を購入する。
☐ 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月施行）」（以下、「フロン法」という。）に基づく定期点検を実施する。

2 公共事業における環境配慮

☐ 基本構想や基本計画・基本設計などから環境への負荷の少ない事業推進を図る。
☐ 環境に配慮した工事標準仕様書などを作成する。
☐ 契約を結ぶ際には、グリーン購入法、環境配慮契約法に基づき、環境性能を含めた総合的な評価によって契約先を選定する。
☐ リサイクル建材を積極的に使用する。
☐ 施設緑化(建物緑化、敷地内緑化など)を推進し、緑化率を高める。
☐ 雨水の貯留浸透施設を利用した水循環設備を導入する。
☐ 施設の老朽化などに伴う再整備の際には、環境にやさしいエネルギー機器・省エネルギー機器の導入を検討する。

3 設備・機器の保守・管理に関する取組

設備の保守・管理を適切に実施することで、エネルギー消費効率の低下を防ぐこととなる。

表 13 設備・機器の保守・管理に関する取組(例)

1 熱源設備・熱搬送設備
・密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去 ・冷却塔充てん材の清掃 ・冷却水の水質の適正な管理
2 空調設備・換気設備
・温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃・自動制御装置の管理等の保守及び点検
3 照明設備
・照明器具の定期的な保守及び点検

4 設備・機器の運用改善に関する取組

施設で運用している既往の設備・機器の運用改善を行うことで、エネルギー使用量の削減に寄与します。なお、運用改善を行うにあたり、計測等により現状を把握した上で、設備・機器の調整や制御を行うものとする。

表 14 設備・機器の運用改善に関する取組(例)

1 熱源設備・熱搬送設備
・冷温水出口温度の適正化、冷却水設定温度の適正化 ・熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・冷温水ポンプの冷温水流量の適正化、蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・熱源機のプロロー量の適正化 ・燃焼設備の空気比の適正化 ・熱源機の運転圧力の適正化 ・熱源機の停止時間の電源遮断

2	空調設備・換気設備
	・ウォーミングアップ時の外気取入停止 ・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 ・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 ・除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止 ・夜間等の冷気取入れ
3	発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備
	・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止 ・コンデンサーのこまめな投入及び遮断
4	昇降機設備
	・利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止
5	給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備
	・給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・給湯温度・循環水量の適正化 ・冬季以外の給湯供給期間の短縮

V-4 ハード的取組施策

1 省エネルギー機器への更新

高効率エアコンや高効率ボイラ、LED照明等、エネルギー効率が高く、エネルギー消費を低く抑えることができる機器をはじめ、自動調光システムや人感照明センサ等必要な時に必要最小限のエネルギーを使うように制御する機器、その他、窓からの熱の出入りを抑制し冷暖房にかかるエネルギーを抑えることができる断熱フィルムの施工等、省エネルギーのためのさまざまな機器・設備等が製品化されている。

今後、省エネ診断やESCO事業の設計等のF S調査（フィジビリティスタディ、実現可能性調査）により省エネ機器・設備の導入を積極的に検討し、効果的と判断した事業から順次更新を進めることで、省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を図ることが望まれる。

表 15 設備・機器の導入、更新に関する取組(例)

1 熱源設備・熱搬送設備	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ・ 経年変化等により効率が低下したポンプの更新 ・ ヒートポンプシステムの導入 ・ ポンプの変流量制御システムの導入 ・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
2 空調設備・換気設備	・ 可変風量制御方式の導入 ・ ファンへの省エネファンベルトの導入 ・ 全熱交換器の導入 ・ 空調設備のスケジュール運転・断続運転制御システムの導入 ・ 外気冷房システムの導入
3 照明設備	・ 人感センサーの導入 ・ 高効率ランプへの変更 ・ LED(発光ダイオード)照明への更新
4 発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・ エネルギー消費効率の高い給湯器への更新 ・ 力率改善制御システムの導入 ・ デマンド制御の導入 ・ 太陽光発電設備の導入
5 昇降機設備	・ インバータ制御システムの導入 ・ エスカレーターへの人感センサーの導入
6 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備	・ 節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入
7 建物	・ 熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入 ・ 屋上緑化の導入 ・ 壁面緑化の導入

2 再生可能エネルギーへの転換

(1) 太陽光発電の普及

太陽光発電システムは、再生可能エネルギーへの転換による温室効果ガス排出量の削減はもとより、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与することとなる。

本山町は、本山町再生可能エネルギー基金条例を制定しており、高知県再生可能エネルギー等導入推進事業費補助金を活用して設置する太陽光発電設備（以下「設備」という。）について、余剰電力の電力会社への売払い収入等を新たな設備又は設備の維持管理の財源に充てるため、本山町再生可能エネルギー基金を設置している。

太陽光発電に関する情報を広く町民に発信し、普及啓発を行うことで、太陽光発電システムの導入を促進する。

また、公共施設の改修時等には、太陽光発電システムの導入を積極的に検討・実施するものとする。

(2) 低公害車の導入促進

本山町では、公共交通の利便性等の問題により、業務上、公用車での移動は欠かせないことから、公用車の車両更新時には環境に配慮した低公害車（電気自動車、ハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス車等）への転換を検討する。

(3) 木質バイオマスの推進

地球温暖化の問題や廃棄物の問題への対応から、環境面で優れている木質バイオマスの利用に改めて注目が集まっている。本山町においても、町内での地域資源（未利用材）の循環的、効率的利用を進め、環境に対する負荷の小さな「循環型社会」と「低炭素社会」を築いていくためのひとつの方法として、木質バイオマスの利活用を推進する。

V-5 その他の取組

1 カーボン・マネジメントの推進

産業界が掲げる「利用可能な最先端技術（Bat : Best Available Technology）の最大限導入」（設備・機器の新設・更新時には利用可能な最先端技術（BAT）を最大限導入すること）などに倣い、エネルギー消費機器の更新時には、単なる省エネ機器への更新に留まらず、より高度な技術の導入を目指すものとする。

また、上記取り組みを組織的・継続的に実施するための「カーボン・マネジメント体制」の構築を図るものとする。

2 その他の取組

(1) 電気事業者の選択

電力小売自由化に伴い、国のエネルギー政策及び電気事業者（一般電気事業者やP P S（特定規模電気事業者））の動向（CO₂排出原単位、単価、契約内容等）を検討し、最適な電力購入先の選定を検討する。

(2) グリーン購入の促進

環境負荷の少ない製品や原材料の購入について、環境物品等及びその調達目標を定めた方針を策定し、グリーン購入を実施する。

(3) カーボンオフセットの促進

カーボンオフセットにより、自らの活動で排出した温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な部分について、他の場所で実現した排出削減や吸収活動等とオフセットすることで、温室効果ガス排出削減に努める。また、削減分を他の地域の排出量とオフセットすることで、他地域での温室効果ガス排出削減に貢献していく。

(4) フロン法における簡易定期点検の実施の徹底

2000年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロンへの転換が進むなか、冷媒としての市中ストックが増加傾向にあることから、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月施行）」に基づき、機器の定期的な点検、点検内容の記録・保管が義務付けられた。また、定期点検によるフロン類の漏洩防止、漏洩量の年次報告が必要となっている。

(5) COOL CHOICEの促進

政府は平成27年6月2日に第29回地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標を掲げ、その達成に向けて政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しており、本町をはじめ町民・事業者においても、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」といった温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すことで、地域での温室効果ガス排出削減に貢献していく。

VI 実行計画の推進

VI-1 推進体制

本計画は本山町の行政事務・事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、町職員の自主性による取組に加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められる。また、本計画の推進には町の施策に関わる内容検討が必至であり、全庁横断的な組織による施策検討の場として「庁内委員会」を中心とした推進体制を構築する。

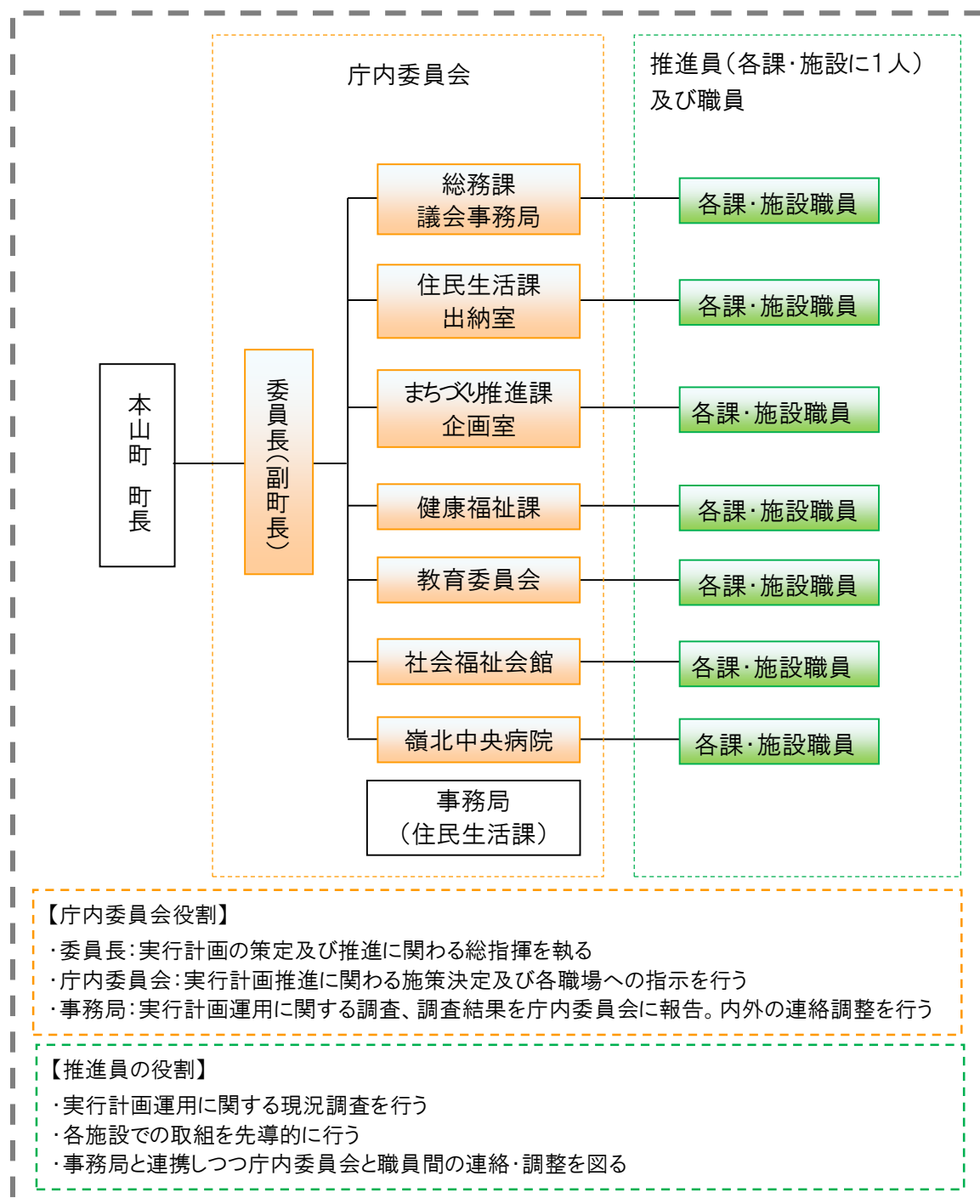


図 13 第2次実行計画推進体制(イメージ図)

なお、組織の主たる役割については以下の通りとする。

■ 委員長

実行計画の策定及び推進に関わる総指揮を執り、副町長が担当する。

■ 庁内委員会

実行計画推進に関わる施策決定及び各職場への指示を行う。

■ 事務局（住民生活課）

実行計画の運用に関する調査を行うと共に、調査結果を庁内委員会に報告する。また、地球温暖化対策に関する窓口として、内外の連絡調整を行う。

■ 推進員

実行計画運用に関する現況調査を行うと共に、各課・施設での取組を先導的に行う等、事務局と連携しつつ庁内委員会と職員間の連絡・調整を図る。

VI-2 実行計画の運用

1 実行計画運用状況調査

本山町の温室効果ガス排出状況並びに実行計画の目標達成状況は、実行計画期間中毎年度点検するものとする。なお、調査・点検作業は「庁内委員会」の指示のもと、「推進員」が取りまとめた各課・施設の活動量調査結果を基に、「事務局」が集計・分析、及び公表の手続きを行うものとする。

■ 運用状況調査手順

- | |
|---|
| ☐ 「推進員」は、「庁内委員会」の指示のもとに対象範囲の月毎の活動量を調査・把握する。 |
| ☐ 「推進員」は、対象範囲の年度単位の活動量調査結果を年1回「事務局」に報告する。また「推進員」は、基準年・前年度比較での活動量増減要因も併せて調査・報告する。 |
| ☐ 「事務局」は、活動量調査結果を基に温室効果ガス排出状況を推計・分析し、実行計画の目標達成状況を取りまとめる。 |
| ☐ 「事務局」は、調査内容及び今後の取組方針に関する提案内容を「庁内委員会」に報告する。 |
| ☐ 「庁内委員会」は、「事務局」の報告を基に温室効果ガス削減のための施策検討を行う。 |
| ☐ 「事務局」は、年度単位の温室効果ガス排出状況並びに「庁内委員会」での検討結果についてホームページや広報誌により公表する。 |

2 実行計画の管理

実行計画期間中は、温室効果ガス排出状況及び目標達成状況の点検結果を受け、年度毎に町の施策や取組内容について見直すものとする。

なお、本計画の進行管理には環境マネジメントシステムを参考にしてその手法を取り入れ、目標達成に向けて継続的に取り組むものとする。

■ 環境マネジメントシステムによる取組手法(PDCAサイクル)

☐ Plan	: 温室効果ガス削減のための施策・取組内容の立案
☐ Do	: 施策・取組の実施
☐ Check	: 目標達成状況の点検、施策・取組の見直し
☐ Action	: 計画見直しによる継続的な実施

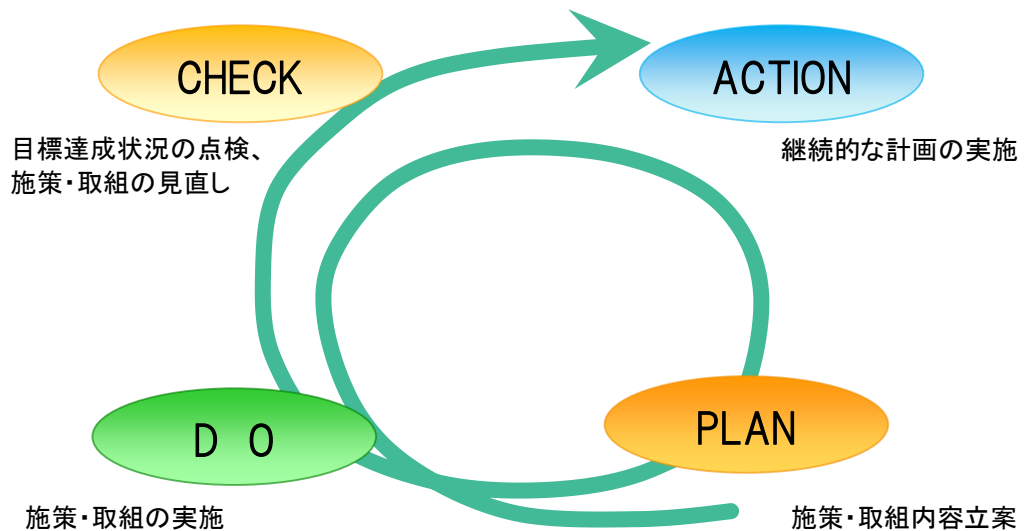


図 14 環境マネジメントシステムによる取組手法

また、町勢の変化等に伴い温室効果ガス排出状況に著しい変動が生じることで、実行計画の削減目標そのものの合理性が失われた場合には、本計画の見直しを行うものとする。

3 職員研修の実施

(1) 研修の目的

地球温暖化対策は長期的・継続的に実施することが望まれ、取組にあたる町職員一人ひとりの意識向上を図ると共に、職員間の意識格差を是正することが望まれる。

また、温室効果ガス排出状況や職員の取組状況は年々変化することから、この変化に合わせて町の施策や取組内容を見直すことが常に求められる。

町職員においては、地球温暖化の現状や実行計画の内容に対する理解を促すと共に、取組行動の早期定着を目指し、状況に応じた対応を図ることを目的とした職員研修を定期的実施することで、継続的な温室効果ガスの削減を図るものとする。

(2) 研修内容

- | |
|---------------------------|
| ■ 地球温暖化に関するトピックス |
| ■ 温室効果ガス排出状況、及び本計画の目標達成状況 |
| ■ 職員の取組状況 |
| ■ 年度取組方針及び施策に関する解説 |

4 実行計画及び運用状況の公表

本計画は、本山町の行政事務・事業の温室効果ガス排出削減を目指すと共に、地域の住民や事業者に対する行政の率先行動として位置付けられる。また、本計画及び計画の運用状況の公表は、住民や事業者に対する温室効果ガス削減への取組の波及や意識啓発を図るだけでなく、行政が地域に対して温室効果ガス削減への取組を宣言することで、職員自らの行動を律するものと期待される。

事務局は、毎年度、本計画の運用状況等について広報誌及びホームページ等を通じて町内外に公表することで、行政の取組について住民の理解を得ると共に、本山町が一丸となった地球温暖化対策に発展させることを目指す。